

## 英国配当決定指針案の改訂内容

### —「分配可能利益：IFRSへの含意」(TECH 21-05)—

深谷和広

#### 目次

はじめに

1. 指針案の全体構成
  2. 指針案の背景
  3. 公正価値会計に関する改訂内容
- おわりに

#### はじめに

英国では、1985年会社法が会社の分配についての法的根拠を提供している。会社が分配可能な範囲は個別会社の分配可能利益に限定されている。会社法では、分配可能利益を実現利益累計額から実現損失累計額を控除したものと定義される〔これを実現テストと呼ぶ〕(第263条(3))。実現利益・実現損失は会計目的での実現利益・実現損失の決定のために、計算書類が作成される時点における一般に認められた原則に従って作成された計算書類において実現とされる利益・損失と定義されている(第262条(3))。固定資産を評価する場合、再評価利益を未実現とし、引当金として認識される再評価損失を実現とする。この例外として、固定資産全体の再評価時に生じる価値減少引当金について未実現利益を超えるならば正味未実現損失が生じる場合がある(第275条(1))。閉鎖会社については、この正味実現損失を分配前に填補する必要

はないが、公開会社の場合にはこの未実現損失は分配前に実現利益で填補されなければならない。また、利益処分後の純資産が払込資本金および分配不能積立金の合計以上でなければならない(第264条(2))〔これを純資産テストと呼ぶ〕。従って、分配可能利益の金額を決定するには、閉鎖会社の場合は実現テストに合格すること、また公開会社の場合には実現テストおよび純資産テストに合格しなければならない。このように分配可能利益額の決定には実現利益または実現損失の決定が重要な問題として存在するのである<sup>1)</sup>。

英国では1981年会社法が実現の判定根拠として一般に認められた会計原則を採用したため、会計原則の解釈が重要な会計問題として登場した。1982年には専門会計士団体が最初の解釈指針を公表することになったのである。それが「実現利益の決定と分配可能利益の開示」〔1〕であった。この解釈指針は判断根拠として現金対価を採用するものであった。しかしながら、1990年代の英国における経済活動の急激な変化に伴って、この解釈指針だけでは対応できない事態が生じることとなった。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会及びスコットランド勅許会計士協会(両勅許会計士協会)は解釈指針を改訂する作業を進め、2003年3月

新たな指針を公表した。それが「1985年会社法での分配の文脈における実現利益と実現損失に関する決定指針（TECH 7/03）」[2]である。この決定指針は新たな実現の決定原則を設定し、実現決定の判断指針を提供するものであった。

英国では2005年1月1日以降に開始する報告期間から1985年会社法において会社が欧州委員会で採用される国際財務報告基準（IFRS）に準拠した個別計算書類の作成が認められることになった<sup>2)</sup>。この事態に対応すべく両勅許会計士協会は技術資料「分配可能利益：IFRSへの含意（TECH 21-05）」[3]（以下指針案）を発表した。これはIFRSによる報告における実現および分配可能利益への影響に関する指針を提供するものである。端的に言えば、指針案は2005年からのIFRS適用に対応すべく実施された会社法改正を前提として、現行指針TECH 7/03の部分改訂を提案するものである。

本稿では、この指針案に見られる改訂内容を概要し、その方向性を明らかにすることを試みるものである。指針案は全体50頁におよぶ大部なものであり、本稿では全体の骨格部分とも呼べる3、「公正価値会計」の部分を中心に検討を進めることにしたい。

## 1. 指針案の全体構成

この指針案はIFRS適用に伴って影響を受ける

分配可能利益を決定するために現行指針TECH 7/03に対する改訂案を提案し、これにコメントを要請するものである。この指針案の構成を示すならば、以下の表1「指針案の全体構成」および表2「6. その他の諸問題の内容」の通りである。この構成内容を要約するならば、IFRS適用を前提とした公正価値会計の導入に伴う実現原則の改訂が提案されている。IAS39『金融商品：認識と測定』[8]における公正価値会計、ヘッジ会計およびIAS32「金融商品：開示と表示」[9]における表示・開示を中心に検討される。さらに、IFRS適用に伴うその他の諸問題が検討されている。

この指針案は公正価値で認識される生物資産および農産物についての特別な記述はなされていない。すなわち、この指針案の一般原則がこれら資産にも同様に適用されることを意味する。また指針案は1985年会社法第268条〔長期事業を伴う保険会社の実現利益〕から生じる諸問題についても記述していない。これは長期事業を実施する保険会社に関する問題である。第268条はこれまでもTECH 7/03の対象範囲外であった。第268条の長期事業を実施する保険会社における分配可能利益の影響に関する指針の検討および開発については別途計画される予定となっている。指針案へのコメント期限は2005年9月2日であった。現在はコメントの分析段階にある。

表1 指針案の全体構成

1	コメントの要請	1.1	—	1.4
2	背景	2.1	—	2.15
3	公正価値会計	3.1	—	3.26
4	ヘッジ会計	4.1	—	4.19
5	IAS32(およびFRS25)に関する諸問題	5.1	—	5.47
6	その他の問題	6.1		6.101

表 2 6 その他の諸問題の内容

分配目的での適切な計算書類	6.1	—	6.2
IAS27, IAS28, IAS31—個別財務諸表	6.3	—	6.6
第264条—実質によって表示される金融商品	6.7	—	6.12
第265条—投資会社	6.13	—	6.15
第275条—固定資産の定義、資産再評価能力、再評価資産の減価償却	6.16	—	6.23
当初適用時の分配可能利益への影響	6.24	—	6.26
IFRS1—みなしコストとしての公正価値又は再評価	6.27	—	6.30
IFRS1とIAS16減価償却方針の変更	6.31	—	6.32
IFRS1—企業結合の繰延税金	6.33	—	6.35
IFRS1—再評価積立金の過去の資産化	6.36	—	6.43
IAS8—誤謬の訂正	6.44	—	6.45
IAS10—受取可能・支払可能配当の発生	6.46	—	6.48
IAS11—工事契約の会計	6.49	—	6.51
IAS12(法人税)—繰延税金	6.52	—	6.56
IAS16(有形固定資産)—再評価欠損金	6.57	—	6.58
IAS16(有形固定資産)—資産スワップ	6.59	—	6.64
IAS18(収益)—バーター取引	6.65	—	6.68
IAS21—機能通貨と異なる通貨による表示	6.69	—	6.70
IAS21—持分に直接計上される為替差異	6.71	—	6.73
IFRS3—公正価値による集団再構築	6.74	—	6.82
IAS27—子会社投資の会計、合併控除と集団再構築控除、取得前利益からの配当	6.83	—	6.93
第269条—開発費	6.94	—	6.97
IFRS3—負ののれん	6.98	—	6.101

## 2. 指針案の背景

指針案はEUのIFRS適用によって影響を受ける分配可能利益の決定のため現行指針TECH 7/03の改訂案を提案し、これにコメントを要請するものである。ここでは指針案が提案される背景とその前提条件について、指針案の2.「背景」から整理することにした。

### (1) TECH 7/03の再検討

指針案はまず現行指針TECH 7/03の改訂を提案する背景について次のように述べている。

1985年会社法では、2005年1月1日以降に開始される報告期間から英国の会社が欧州委員会において採択されたIFRSに準拠し個別計算書類を作成することが認められことになった。

英国の会社はこのオプションの採用を強制されるものではないが、ほとんどの会社は採用するものと予想されている。会社がIFRSによって連結財務諸表を作成することが強制される企業集団の構成員である場合、このことが該当することになる。この資料はIFRS報告における実現および分配可能利益の影響に関わる指針案を提供するものである。この指針案の一部は英国GAAPで報告を継続する会社にとっても目的適合性がある。なぜなら、会計基準審議会は英国GAAPとIFRSとの収斂を提案するからである。

IFRSに準拠して財務諸表を作成する英国の会社では、欧州委員会によって採用されたIFRSに準拠して財務諸表を作成することが強制される。指針案はIASBで公表された「完全な」IFRSをベースに作成されている。同様にEUで採用されたIFRSにも適用できなければならない。

TECH 7/03はIFRSで報告する会社にも同様に目的適合性がある。英国の会社にIFRSに準拠した報告を認める法律改正が行われたが、会社法で設定された分配に利用可能な利益に関する法律は変更されていない。TECH 7/03において設定される実現利益と損失の決定に関する基本原則は2003年に公表されてからも変化していない。

TECH 7/03の指針はIFRSで作成される計算書類にも同様に適用でなければならない。しかしながら、TECH 7/03では記述されなかった諸問題が存在する。当時の英国GAAPにはこの問題は存在しなかったからである。またIFRSによる貸借対照表での公正価値の大量採用およびその結果としての損益計算書での利益と損失の認識によって、「市場時価法 (mark-to-market)」が実現利益および実現損失を生じる状況に関するTECH 7/03の指針の再検討は促進された。この結果、TECH7/03の「適格対価」に関する定義の再検討が行われた。

この資料は諸問題の指針案を提供するものである。この指針案はTECH 7/03を補完し、部分的な改訂案を提供するものである。諮問期間後に、コメントによる変更を前提とし、この指針案の最終版が公表される予定である。この指針案は正規の諸手続きを経て諮問期間後にTECH 7/03は「1985年会社法の分配の文脈での実現損益の決定に関するFRS17とIAS19への含意の指針 (TECH 50/04)」[4] および「1985年会社法の分配の文脈での実現損益の決定に関するUITF要約書第38号UITF要約書第17号への含意と会社法における公開会社の分配可能利益の指針 (TECH 64/04)」[5] とに統合される予定である。指針案はTECH 7/03で設定すべき包括的な改訂案を意図するものではない。その後の改訂案は結合された後に検討される予定である [3、paras.2.1-2.5]。

以上のように、2005年からのIFRS適用を契機としてTECH 7/03の改訂が検討された。またIFRSにおける貸借対照表での公正価値の大量採用および損益計算書での損益認識のために、「市場時価法」によって実現利益および実現損失を生じる状況に関するTECH 7/03指針の再検討が促進された。しかしながら、会社法における分配規制の枠組みは基本的に変わっていない。指針案は2005年IFRS適用後に生じる諸問題への部分的改訂を提案するものである。

## (2) 指針案の前提条件

指針案は2.「背景」において以下のような前提条件を設定している。ここではその前提条件を確認することにしたい。

この指針案は、計算書類が作成される時点における、会計目的での実現利益と実現損失の決定のために、一般に認められた諸原則に準拠し

てどの利益およびどの損失を実現と処理するのに関する諸問題を取り扱っている。指針案へのコメントを受領した後、その検討が完了するまでは、何が一般に認められるかを決定することは困難である。とりわけ、最終版が発行されるまでは、“市場時価”または“適正対価”などの定義に関するTECH 7/03の改訂案が有効であるとみなしてはならない。

TECH 7/03第20項で認識されるように<sup>3)</sup>、留保利益または留保損失を実現または未実現とする処理が実現原則の変更で当初認識後に変化しうる可能性がある。TECH 7/03第21項で説明されるように<sup>4)</sup>、このような変更は当時の一般に認められた諸原則によって決定された実現利益からの分配実施に関する合法性に影響を与えない。

貿易産業省によって公表された指針において確認されたように、IFRS以外の1985年会社法の観点については（すなわち、計算書類の様式と内容に関するもの以外）、この計算書類がIFRSの下において作成される場合でも継続適用される。従って、会社法上の資本維持規則は全て継続適用される。言うならば、株式（および株式払込剰余金）が計算書類では負債として表示されるとも、当該株式（および株式払込剰余金）の諸規則は、例えば、株式の払戻しを支配する。また、例えば、優先株式配当がIFRSに準拠して費用で報告される場合においても、配当支払能力は分配可能利益の利用可能性によって決定される。

この指針案は1985年会社法またはそれ以前の法律によって設立・登記された会社の実現利益または実現損失の決定に適用される。TECH 7/03と同様に、この指針案は保険会社において実施される長期事業に関する会社法第268条の特定規定を取り扱っていない。またこの指針案は生物資産や農産物についても特

別に言及していない。しかしながら、この指針案の一般原則はこれら資産に適用しなければならない [3, paras.2.11-2.14]。

指針案はこのように前提条件を設定している。すなわち、指針案は会計目的の実現利益と実現損失の決定のために一般に認められた諸原則に準拠して実現利益と実現損失を決定する問題を取り扱っている。現行指針において述べられているように、変更後の一般に認められた諸原則による分配には合法性がある。IFRSの範囲以外については1985年会社法の観点がこれからも有効であって、これまでのように資本維持規則は継続適用される。

### 3. 公正価値会計に関する提案

指針案は現行指針TECH 7/03の改訂案を提案するものである。ここでは公正価値会計に関する改訂案の内容を検討する。

#### (1) 改訂の理由

まず公正価値会計に関連して現行指針TECH 7/03の改訂を必要とする諸状況を確認したい。

TECH 7/03は実現利益を次のように定義する。「損益計算書を通じて市場時価法の採用から生じる利益が認識される場合。この場合、この方法が適切に法律または一般に認められた諸原則に準拠して採用される (para.15)。」このことは、銀行、銀行子会社と取引のある証券、および他のマーケットメーカーやディーラーにのみ適用される。従って、極めてわずかな会社または事業のみがTECH 7/03指針の適用範囲となる。

IFRSにおいては、公正価値によって大量の資産および負債が損益計算書または直接持分において認識される利益または損失を伴って測定さ

れる。これは一般に“公正価値会計”と呼ばれるものである。この指針案では、“市場時価”ではなくこの用語が採用される。しかしこれは同様な意味合いである。

公正価値会計を前提とする資産・負債としては、金融商品（デリバティブを含む）、投資不動産、生物資産および農産物がある。TECH 7/03の指針では上記の限定された状況以外は再測定時に生じる利益は未実現とみなされていた。

会計実務の進展と共に、公正価値会計から生じる利益を実現利益とみなされる状況を拡大するために、TECH 7/03は改訂されるべきであると提案された。また、TECH 7/03における“適格対価”の定義は一貫性のある改訂が提案された。この改訂によって、分配に利用可能な実現利益累計額を識別するため報告利益累計額の修正を必要とする諸状況は減少するが、完全に一掃するわけではない。

会社法第263条（3）[会社の分配可能利益]に準拠して、実現利益または実現損失とは、会社の計算書類の会計目的で実現利益と実現損失の決定のために計算書類が作成される時点において一般に認められる諸原則に準拠して実現と処理される会社における利益または損失である。従って、法律は実現原則が時と共に変化する可能性を認識している。従って、この改訂が一般に承認される前提において、TECH 7/03の指針は更新可能である [3、paras.3.1-3.5]。

以上のように、これまでは市場時価法による利益認識は銀行、証券などの非常に限定された事例にのみ想定されていた。また再測定時に認識される利益は基本的に未実現とみなされていた。しかしながら、IFRSでは、金融商品（デリバティブを含む）、投資不動産、生物資産および農産物など様々な資産・負債が公正価値会計の対象として登場することになった。公正価値

会計の下で、TECH 7/03は分配に利用可能な実現利益の拡大を目的として改訂すべきであると提案がなされたのである。

## (2) 実現原則の改訂

指針案は一般に認められた諸原則に準拠すれば、TECH 7/03指針の更新は可能であるとの前提の下において、実現原則の改訂案を提案する。現行指針TECH 7/03は以下のように実現原則を設定している。

### 実現原則

第10項 FRS18『会計方針』[12]は「現金または他の資産の形態で、合理的に確実性のある査定ができる最終的現金実現」を実現させる場合にのみ、会社規則における実現利益の定義適用において実現利益として処理することが一般に認められていると述べる。さらにFRS18は「この文脈において“実現”は容易に実現できる資産に関する利益にまで拡大するかもしれない」と述べている。これは市場時価法の採用から生じる利益と損失を含むことになるだろう。この場合、この方法は適切に法律および一般に認められた会計原則に準拠して適用される（[市場時価法] 第35項～第40項参照）。

第11項 この指針で設定される実現原則はFRS18で示される実現概念に合致する。またこの指針はある金額が法律の問題として利益であることを認識している。（第15項（b）を参照<sup>5)</sup>。

TECH 7/03の改訂案は諸原則を実質によって設定し、会計的枠組みの開発および諸原則への適用を行っている。この場合、一般に認められた会計原則はより幅広く公正価値会計を容認している。しかしながら、指針案は、新しい一般に認められた会計原則において、公正価値利益の全てを実現として処理することを認めるわけではない。最終的現金実現の原則、またある

状況下で容易に実現できる資産によって示される利益がこれまでのように基本であることには変わりはない。例えば、IAS40『投資不動産』[9]の投資不動産の公正価値利益は容易に実現できるものではない。従って、提案された改訂案は実現利益の決定において「容易に現金に交換できる」の表現を導入することによって容易に実現できるかどうかの問題を強調している。

指針案はこのように実質に基づいて諸原則を改訂すべきであるとする立場を採用している。指針案はこの観点から以下のような実現原則の改訂案を提案する。

### 実現原則

第10項 現金または他の資産の形態で、合理的に確実性のある査定ができる最終的現金実現を実現させる場合にのみ、会社規則における実現利益の定義を適用するために、この利益を実現と処理しなければならないことが一般に認められる。この文脈から、“実現”は容易に実現できる資産に関する利益をも含めるかもしれない。会計基準に準拠して、現金に容易に交換できる範囲について、実現には公正価値変動の認識から生じる利益および損失を含めるだろう。

第11項 指針案で設定される実現原則はFRS18において示された実現概念に合致する。しかしながら、英国GAAPまたはIFRSに準拠して目的適合性ある計算書類が作成されているか否かには関係なく、指針案には目的適合性がある。この指針は法律問題としてある種の金額が利益であることを認識する。(第15項 (b)を参照) [3, paras.3.6-3.8]。

このように、指針案は、実現原則として公正価値会計における公正価値変動損益の実現を容認するものを設定している。しかしながら、公正価値利益の全てを実現利益として処理することを容認しているわけではない。実現原則は実

現とするための条件として「最終的現金実現」および「容易に現金に交換できる」を前提とするものとなっている。

### (3) 諸定義の改訂

このような実現原則を前提として、関連する重要な諸定義の改訂が提案される。次に定義の内容を確認することにしたい。

#### A) 「実現利益」

現行指針TECH 7/03は「実現利益」となる場合を第16項<sup>6)</sup>に定義している。

「(C) 市場時価法の採用によって生じる利益を損益計算書において認識する場合。この場合、この方法は法律や一般に認められた会計原則に準拠し適切に適用される。(「市場時価法」第35項～第40項参照)。」

指針案はこの「実現利益」となる場合について以下の内容との交換を提案する。

「(C) 公正価値変動を業績計算書において認識する場合。この場合、公正価値は目的適合性のある会計基準の公正価値測定の指針に準拠し、認識される変動が容易に現金に交換できる範囲内で決定されている。」

この定義の改訂は、目的適合性ある会計基準に準拠してIFRSで公正価値会計がより幅広く採用されるという意味でより幅広いものとなる。しかしこれは“認識変動が容易に現金に交換できるか”の追加検査によって規制を受けることになる。従って、公正価値会計の結果としての認識利益が全て実現利益となるわけではない [3, paras.3.10-3.12]。

#### B) 「適格対価」

また指針案はこれに合致させるために「適格対価」<sup>7)</sup>の定義改訂を提案する。

現行指針TECH 7/03の第18項(b)には「適

格対価」として「流動性市場がある資産」の項目がある。指針案はこの項目(b)として「現金に容易に交換できる資産」を代替させる。

指針案はこの改訂に伴いTECH 7/03第19項[流動性市場のある資産]<sup>8)</sup>を削除し、以下で述べるように「現金に容易に交換できる」の定義に代替する。現行の定義に合致する資産はまた同時に新規の定義にも合致するものと期待される。この定義はわずかながらも幅広くなる。この改訂理由は、資産価値の増加が公正価値会計の結果として実現利益とされるならば、類似資産の受領によって示される利益も同様に実現利益となることを確保するためである [3、paras.3.13-3.15]。

#### C) 「現金に容易に交換できる」

指針案はさらに「現金に容易に交換できる」の定義について提案する。

資産、負債または資産・負債の公正価値変動は以下の場合には「現金に容易に交換できる」と考えることができる [3、paras.3.16]。

- (a) 修正や再編成の実施か否かに関係なく、資産、負債、または資産・負債の公正価値変動を現金と交換する目的で、決定日に取引が成立する価額を計上するために、ある価値を決定することができる場合、また
- (b) その価値を決定する場合、ある価額を決定するために市場参加者が検討する上場価額、レートおよび他の要因などを、為替、ディーラー、ブローカー、産業グループ、価格設定サービス、または法律エイジェンシーなどから定期的に容易に利用することができるので、これら上場価額、レートおよび他の要因などが実際に定期的に発生する時価による市場取引を意味する場合、また

- (c) 流動化、事業規模の顕著な縮小、または不利な条件での取引実施などの意図またはニーズなどに関係なく、この会社が資産、負債または資産・負債の公正価値変動エクスポージャーを処分または閉鎖ができる場合。

このように、指針案は実現原則の一部改訂を提案し、関連する重要な「実現利益」、「適格対価」および「現金に容易に交換できる」の諸定義の改訂を提案する。特に、「現金に容易に交換できる」の定義は重要である。ほとんどの金融商品（デリバティブを含む）における公正価値変動はこれらの定義に合致するものと想定されている。この結果として再測定時の利益を実現とすることが可能になる。

#### (4) 諸状況への適用

指針案は実現原則の諸状況への適用のために以下の事例について指針を提案する。

公正価値変動から生じる会計上の利益が定義に照らし容易に現金に交換できるか、またこの結果、分配目的から実現と判断できるかどうか決定するには、会社の取締役が自社の事実と状況を検討しなければならない。指針案は諸状況への適用について以下の指針を提案する [3、paras.3.18]。

#### <非上場持分投資>

ほとんどの金融商品の公正価値変動は“現金に容易に交換できる”かのテストに合格する。しかし非上場持分投資については一般には事実ではない。これら投資の公正価値測定はおそらく除外される。合理的な公正価値の見積りの幅が顕著にあり、見積りの確実性が合理的に査定できないためである。その価値がIAS39の要件に合格する十分に信頼性のあ



る見積り可能である利益が認識されるとしても、その価値が決算日に現金に容易に交換できるかは不確実である。この投資を処分するには、マーケティングや交渉のために期間が必要になるからである。

#### <投資不動産>

投資不動産の再測定時利益は、現金に容易に交換できないので実現利益として取り扱われることはない。これらの投資を処分する場合にはマーケティングや交渉のために期間が必要であり、決算日に現金に交換できないからである。これら投資を処分する場合、マーケティングや交渉のプロセスが決算日に完了しており、決算日直後すぐに法律的に完了するようなまれな事例については、決算日に利益実現とされることを排除しようと意図するわけではない。

#### <自己信用>

負債を公正価値で測定する場合、この価値は報告会社の信用力によって影響を受けるかもしれない。従って、会社の信用力が低下する場合にはある種の利益が生じるかもしれない。この場合、会社が公正価値で負債を決済することによってこの利益要素を実現することができるかを検討しなければならない。この会社が財政危機に直面している場合にはこれはほとんど不可能であり、この利益は実現利益とはみなされないだろう。しかしながら、支払能力のある会社が公正価値で負債を決済できるような場合、会社の信用力の限界的変動に起因する金額間の公正価値変動や利率やその他の市場要因による変動などを分析する必要はないだろう。

#### <ブロック割引>

IAS39は保有分のサイズに関係なく金融商品の評価することを要求する。すなわち、計算書類に含まれる評価は“ブロック割引”を反映することはない。これは全ての保有分が決算日に処分される場合に適用される。活動的市場で扱われる投資の場合、実体の全ての保有分が決算日に処分されるかもしれない。しかしながら、その収入額はIAS39によって決算日に認識された価値以下になる可能性があることを認識する必要がある。この事例の場合、ブロック割引の利益部分は未実現として処理しなければならない。この状況は投資不動産やほとんどの非上場投資と区別することができる。この場合、この利益は実現利益として処理されない。なぜなら、この投資を処分するにはマーケティングや交渉の期間が必要であり、この利益は決算日に現金に交換することができないからである。

#### <ボラティリティー>

IAS39は“混合測定モデル”をベースとしている。このために、ある種の金融商品は公正価値で計上され、また他のものは償却済原価で計上されるかもしれない。いくつかの事例で、これはある期間損益に恣意的なボラティリティーを生じさせる可能性がある。例えば、ある資産とある負債が経済的ヘッジを提供するかもしれない。しかしその資産は公正価値で測定され、その負債はそれではない場合、一方で利益が報告され、他方で損失が報告されないかもしれない。従って、この指針案によって利益は実現利益となるかもしれないが、取締役は受託責任の結果としてこれを分配することが賢明であるか否かを検討しなければならない。

同様に、決算日に売却される金額が信頼性

を持って測定される場合でも、金融商品のその価値にはボラティリティーがあるかもしれない。指針案に準拠し実現利益となる場合であっても、取締役は受託責任の結果としてボラティリティーがあると想定される金融商品の公正価値変動から生じる利益を分配することが賢明であるか否かを検討しなければならない。

指針案は以上のように「非上場持分投資」、「投資不動産」、「自己信用」、「ブロック割引」、「ボラティリティー」への実現原則の適用指針を提供している。この事例における注目点は容易に現金に交換できるかを判断し、分配目的での会社の事実と状況の検討を強調するところにある。これらの判断によって実現または未実現が決定されることを示唆している。

#### (5) 売買可能金融資産と公正価値積立金

指針案は持分で認識される売却可能金融資産の再測定時の損益について以下の指針を提案する。

IAS39において売却可能金融資産に関する損益は持分変動計算書を通じて持分として認識される。(配当、利子、減損損失および貨幣項目の為替損益などを除く)。これは資産が認識中止される時点(例えば、売却時)まで継続適用される。また認識中止時点において持分として認識された損益累計額は損益計算書で認識されることになる(これが“リサイクル”である)。

売却可能金融資産の再測定時に生じる損益は同じ資産が損益計算書を通じて公正価値で測定される場合に適用される原則に従って実現または未実現とされる。これは取締役が当初認識時に“損益計算書を通じる公正価値で測定されるもの”と分類される資産に指示するか否かによ

ってある利益を実現か未実現とすることは不合理だからである。

IFRSで報告する会社の場合、売却可能投資持分に関する利益をある種の積立金に計上するように求める要件は存在しない。英国GAAP(FRS26) [14] に準拠して報告する会社の場合、会社法第4付則の新しい要件(または、第8、第9または第9A付則)に準拠し、この利益は公正価値積立金に計上される<sup>9)</sup>。公正価値積立金に計上される利益に関する分配上の特別な法的制限は存在しない。したがって、他の全ての観点から指針案に準拠して、ある利益が実現利益であるならば、売却可能投資再測定時のこの利益を分配可能とする制約は存在しない [3, paras.3.19-3.21]。

指針案はこのように売却可能金融資産に対して、持分から損益へのリサイクルを前提とし、損益計算書を通じて公正価値で測定されるものと同じ実現原則を適用することを明らかにしている。また、法的に制約がないとの前提で、指針案に準拠して実現利益であるならば、公正価値積立金も分配可能であることを示唆している。このことは、実現指針の改定、これまでは認められなかった実現の大幅な拡張を意味するものである。

#### (6) 損失

最後に、公正価値会計における損失に関する指針を提供している。

現行指針TECH 7/03第17項は損失について以下のように定義する。「損失は、法律、会計基準、およびこの指針が他の方法を提供する場合を除いて、実現とみなさなければならない。この法律上の立場は付録Bに設定される」<sup>10)</sup>。

公正価値会計によって生じる損失は、同じ資

産または負債の再測定時の利益が指針案に準拠して実現利益とされる場合、実現損失として処理しなければならない。

未実現利益の戻入れにあたる損失は実現利益累計額を減少させることはない。例えば、これは減損を意味するため、実現損失として処理されるとしても、未実現利益がTECH 7/03の第16項 (f) によって実現となる。

公正価値会計を通じて正味損失累計額が生じる場合、この正味損失累計額は一般的には実現とされる。しかしながら、同じ資産の再測定時の利益が未実現である状況では、この資産が償却済原価ベースで記録されて、これが償却を要求されない場合、この損失は実現とならない。この処理は以下の評価損失へのTECH 7/03の現行アプローチに合致するものである<sup>14)</sup>。

この指針は主に有形固定資産の文脈において作成されている。資産の回収可能価額（例えば、事業用不動産の場合）が公正価値を超過する場合については確立されたものがある（FRS15 [11, para.65]）。他の資産の場合（投資不動産を含む）、公正価値を超える回収可能価額を正当化することは困難かもしれない。それぞれの事例の長所について検討しなければならない。疑いのある場合、損失は実現として処理しなければならない [3, paras.3.22-3.26]。

以上のように、検討案は公正価値会計を適用する場合における損失の指針を提供する。同じ資産・負債の再評価時の利益が実現とされる場合には、再測定時の損失は実現とされる。未実現利益の戻入れを意味する損失は未実現利益との関係があるために、実現利益累計額の減少を意味しない。公正価値会計を通じて正味損失累計額が生じる場合、この正味損失累計額は一般的には実現とされる。しかしながら、現行指針

のアプローチを前提とすれば、未実現損失の場合もある。資産の回収可能価額が公正価値を超過する場合、有形固定資産の実務はすでに確立されたものがある。その他の資産（投資不動産を含む）については慎重な検討を必要とすることを指摘している。

## おわりに

2005年6月イングランド・ウェールズ勅許会計士協会及びスコットランド勅許会計士協会はテクニカルリリース「分配可能利益：IFRSへの含意（TECH 21-05）」（指針案）を発表した。これはIFRS報告における実現および分配可能利益への影響に関する指針を提供するものである。端的に言えば、指針案は2005年からのIFRS適用に対応すべく実施された会社法改正を前提として、現行指針TECH 7/03の部分改訂を提案するものである。

本稿は指針案の全体構成を俯瞰し、指針案が示唆するIFRS適用に伴う現行指針TECH 7/03の部分改訂の方向性を検証することを試みるものである。指針案は大部なものであるため本稿では全体の骨格部分である3.「公正価値会計」を中心に検討を進めてきた。これまでの検討結果の要点を整理し、おわりにとしたい。

指針案はIFRS適用に伴って影響を受ける分配可能利益を決定するために現行指針TECH 7/03に対する改訂案を提案し、これにコメントを要請するものである。指針案の構成内容は以下の通りである。まず公正価値会計の導入に伴う実現原則の改訂が提案される。次に、IAS39の公正価値会計、ヘッジ会計およびIAS32の表示・開示問題が検討される。最後に、IFRS適用に伴うその他の諸問題が検討されている。

現行指針TECH 7/03の改訂は2005年からのIFRS適用を契機として検討された。またIFRSによる貸借対照表での公正価値の大量採用

および損益計算書での損益認識が現行指針の再検討を促進することになった。しかしながら、会社法における分配規制の枠組みは基本的に変わっていない。指針案は2005年IFRS適用後に生じる諸問題への部分的改訂を提案する。

本稿は指針案の3、「公正価値会計」に関する改訂案の内容を検討した。TECH 7/03の改訂案はより幅広く公正価値会計を容認している。しかしながら、指針案は、新しい一般に認められた会計原則によって新たに導入された公正価値利益の全てを実現として処理することを認めるわけではない。指針案の方針は、「最終的現金実現の原則」、および「容易に実現できる資産によって示される利益がこれまで同様に基本であること」に変わりはない。指針案は、この認識のもと、実現原則の改訂を提案し、実現原則に関連する「実現利益」、「適格対価」の部分改訂、および適格対価のキーワードとなる「容易に現金と交換できる」を定義する。

さらに指針案は、上記の改訂を受けて、実現原則を現実の諸状況へ適用するために事例として「投資不動産」、「自己信用」、「ブロック割引」、「ボラティリティー」について指針を提案している。この事例への指針を読むと「容易に現金に交換できるか」と「取締役による分配目的での会社の事実と状況の検討」に力点があることがわかる。

指針案は売却可能金融資産の再測定時の損益実現について損益計算書を通じて公正価値で測定されるものと同様に実現を判断する。また会社法の制約がないことを前提とし、指針案は公正価値積立金に関する分配可能性を認識している。

最後に、公正価値会計を適用する場合の損失に関する指針を検討した。同じ資産・負債の再測定時の利益が実現とされる場合には、公正価値会計を適用する再測定時の損失は実現とされ

る。資産の回収可能価額が公正価値を超過する場合、有形固定資産の実務はすでに確立しているものの、その他の資産（投資不動産を含む）については慎重な検討の必要性があることを指摘する。

指針案は2005年からのIFRS適用を契機として検討された。指針案は2005年IFRS適用後に生じる諸問題への部分的改訂を提案するものである。現在はコメント後の分析段階にある。指針案の内容は会社法の分配問題の文脈において重要であると同時に、間接的ではあれ、財務報告基準との関連においても重要な問題である。英国財務会計制度研究における重要な課題として、国際会計基準の動向と共に注目し、さらに英国会計制度研究の深化に努めたいと思う。

〈注〉

1) この関係を数値で示すと以下ようになる。X社とY社の2社について以下の前提条件を設定する。X社は全固定資産再評価によって未実現剰余金を生じ、Y社は未実現欠損金を生じたものとする。他の条件は同じものとしている。この前提の下に、以下では閉鎖会社と公開会社の場合を例示している。閉鎖会社の場合は、再評価時の未実現損益を無視して、「実現テスト」のみで実現利益マイナス実現損失の差額として分配可能利益が得られる。公開会社の場合は、「実現テスト」および「純資産テスト」を適用し、正味資産合計を上限として、株主資本および分配不能積立金を控除後の範囲のみ分配可能利益とすることができる。

分配可能利益の計算 (単位:ポンド)

＜前提条件＞	X社		Y社	
株主資本	50		50	
全固定資産再評価時の 未実現剰余金(損失金)	40		(40)	
実現利益	70	70		
実現損失	(20)	50	(20)	50
株主資本と積立金/正味資産	<u>140</u>		<u>60</u>	
＜閉鎖会社の場合＞	X社		Y社	
実現利益	70		70	
実現損失	(20)	50	(20)	50
分配可能利益	<u>50</u>		<u>50</u>	
＜公開会社の場合＞	X社		Y社	
株主資本と積立金/正味資産	140		60	
以下の合計控除:				
株主資本	(50)	(50)		
分配不能積立金	(40)	(90)	***	(50)
分配可能利益	<u>50</u>		<u>10</u>	

2) この命令 ([6] Statutory Instrument 2004 No. 2947) は I A S 規則、公正価値指令および会計現代化指令の国内適用のために1985年会社法第7部「計算書類と監査」の内容改訂を命じるものである。EC Regulation No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19th July

2002 on the application of international accounting standards (Official Journal No. L243/1 of 11th September 2002) ("the IAS Regulation");

Directive 2001/65/EC of the European Parliament and of the Council of 27th September 2001 amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC and 86/635/EEC as regards the valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies as well as of banks and other financial institutions (Official Journal No. L283/28 of 27th October 2001) ("the Fair Value Directive");

Directive 2003/51/EEC of the European Parliament and of the Council of 18th June 2003 amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC, 86/635/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Official Journal No. L178/16 of 17th July 2003) ("the Accounts Modernization Directive")

この命令は第2付則第14規則(1)において1985年会社法の第4付則に新たにD節を挿入することを規定した。これにより金融商品(デリバティブを含む)、投資不動産、生物資産を公正価値で含めることを認めることとなった。以下の諸点を規定している。

- ・公正価値で測定できる金融商品や他の資産
- ・公正価値の決定方法
- ・ヘッジ会計
- ・金融商品の価値変動の会計

3) 第20項は、実現または未実現とされる留保利益(損失)の処理や利益、損失、資産、または負債としての項目認識は以下の結果としてその後に当初認識を変更する可能性があることを指摘している。すなわち、(a) 実現原則の変更、または (b) 法律、会計基準、UITF要約書の変更、または (c) その他の状況の変化。

4) 第21項では、変化の影響は会社の正味実現利益を減少または消去することになるかもしれない。しかしこれは計算書類に適用される一般に認められた会計原則によって作成された「目的適合性のある計算書類」によって決定された実現利益から実施された

分配を非合法なものとするのではないことを明らかにしている。

5) 第15項は分配可能利益の目的での利益を以下のように定義する。

- (a) 「利得」、これは会計基準審議会の「財務報告概念書」で定義されるように、「所有主の拠出から生じたものではない所有主持分の増加である。
- (b) 法律問題としての利益または利益と処理されるその他の金額、これには以下の諸項目を含む。
  - (i) 所有主からの資産の無償拠出、および
  - (ii) いわゆる「合併積立金」の計上額、これは1985年会社法の第131条または第132条における株式払込剰余金の認識要件免除措置を得られる範囲を意味する。および
  - (iii) 株式資本、株式払込剰余金または資本償還積立金などの減少または消去によって生じる積立金

6) 第16項は利益の実現を以下のように定義する。

- (a) ある種の取引、この場合、会社の受取対価が適格対価である、または
- (b) 適格対価を生じるある種の事象、この場合、会社によって対価が提供されない状況でその会社によって適格対価を受け取ることになる、または
- (c) 市場時価法の採用によって生じる利益を損益計算書において認識する場合。この場合、この方法は法律や一般に認められた会計原則に準拠し適切に適用される(「市場時価法」第35項～第40項参照)、または
- (d) 以下の外貨建て換算項目
  - (i) 適格対価から構成される貨幣性資産、または
  - (ii) 外貨建ての負債、または
- (e) 以前は実現とされた損失の戻入れ
- (f) これまで未実現とされた利益〔再評価積立金、合併積立金、または他の類似の積立金〕は以下の結果として実現となる。：
  - (i) 以前受け取った対価が「適格対価」となる場合、または
  - (ii) 会社の受取対価が「適格対価」であって、当該資産が取引で処分される場合、または
  - (iii) 実現損失が当該資産の廃棄または処分によって認識される場合、または
  - (iv) 実現損失が資産の減価償却、償却、価値下落、または減損のための評価減と認識される場合、または
  - (v) 未実現利益が関係する資産の部分的分配の場合、この場合、当該未実現利益の部分が実現利益となる。

(g) (h) は省略。

7) 第18項は適格対価を以下のように定義する。

- (a) 現金、または
- (b) 流動性市場のある資産、または
- (c) 会社の負債の全体または一部の免除、または他の機関による決済や引受、但し、以下の場合を除く。
  - (i) 適格対価の定義に合致せず、適格対価で処分できない資産の取得によって負債が生ずる場合、または
  - (ii) 取得または免除がこの指針第12項に該当する集团の一部または取引や契約の一部である場合
- (d) 適格対価で受取可能な売掛債権、但し以下を前提とする。
  - (i) 債権者が合理的な期間内で売掛債権を決済する能力があること、および
  - (ii) 債権者が決済を要求した場合に決済できる能力があること、および
  - (iii) 売掛債権が決済されるという期待があること。

8) 第19項は流動性市場のある資産を以下のように定義する。

- (a) 資産は重要性の観点から同等である類似資産との関係がある場合、および
- (b) 頻繁に取引で立証される活発な市場がその資産について存在する場合、および
- (c) 市場が帳簿価格の根拠を提供する価格に著しい影響を与えることなく資産を吸収できるだけの十分な余裕を持つ場合、および
- (d) 会社が資産を容易に処分することでき、またその会社が事業縮小や分割を実施することなく資産を処分できる場合、および
- (e) 資産がその帳簿価格でまたは近い価額の現金と容易に交換できる場合

9) 命令 ([6] Statutory Instrument 2004 No. 2947) の第14規則(1)第2付則において価値変動会計と公正価値積立金について以下のように規定する。

価値変動会計 34E.

- (1) この項目は 金融商品が第34A項 または第34C項によって評価される場合または資産が第34D項で評価される場合に適用される。
- (2) この付則の第12項に関係なく、また以下の第(3)節と第(4)節を前提として、金融商品、投資不動産、または生物資産の価値変動は損益計算書に計上されねばならない。
- (3) 以下の場合、価値変動額は単独の積立金(「公正

価値積立金)の借方または貸方に計上しなければならない。

- (a) ヘッジ会計システムで計上される金融商品がヘッジ対象である場合、このシステムでは全部または一部の貨幣価値変動を損益計算書に表示しないことを認めている。
  - (b) 価値変動が外国企業への会社の正味投資の一部を構成する貨幣項目から生じる為替差異に関連する場合。
- (4) 計上される金融商品が以下の場合、価値変動は公正価値積立金に貸方または借方記入することができる。
- (a) 売却可能金融商品、および
  - (b) デリバティブ以外

#### 公正価値積立金 34F.

- (1) 公正価値積立金は第34E (3) 項 (4) 項のために、ここで表示される金額が必要のない範囲については修正しなければならない。
- (2) 公正価値積立金の貸方または借方記入される金額の税務目的の処理は注記において開示されねばならない。

#### 10) 付録B「法律の枠組み」「引当金および再評価」の項で以下のように解説を行っている。

B24.この一般規則では、引当金(負債性および費用性引当金と同様に、減価償却または価値減少に関する引当金を含む)は実現損失とされる。

B25.一般規則の例外としては、全ての固定資産(のれんを除く)を評価する場合に登場する価値減少引当金は実現損失とされない(第275条(1))。しかしながら、固定資産が売却されるか廃棄される場合には、この例外は適用されない。この場合には、損失は実現と再分類される。さらに、未実現利益を超える未実現損失については第264条(資産の分配制限)の要件で分配可能利益を決定する上での目的適合性がある。

B26. B25における例外に対しては、全ての固定資産の評価が計算書類に記録されることは必要なことではない。第275条(4)は、全ての固定資産再評価は以下の場合については実施されたものとして処理されることを提供している。

- (a) 取締役が実際には再評価されていない資産の価値を検討する場合、
- (b) 取締役が資産の価値合計が会社の計算書類で

表示される以下にはならないことを満たす場合、および

- (c) 計算書類の注記にこの影響の記述を含む場合。この注記は、また取締役が実際には固定資産を再評価していないが資産の価値を検討したこと、また価値減少した資産を価値減少後に記録されたことを述べなければならない。

B27. 固定資産を再評価し、未実現利益を記録する場合、特別な検討を適用する。再評価時点またはその後の減価償却の消去部分または留保部分の合計が、これまで剰余金を資本化していない範囲については、未実現利益を設定していなければ計上されたものを超える場合、再評価剰余金の実現部分があるために、この超過部分は全て実現損失とならない。(第275条(2))。これは再評価固定資産の減価償却において生じる損失が実際には分配のために歴史的原始原則によって計算されることを意味する。ただし、剰余金が以前に資本化されている部分を除く。

B28 ある資産がFRS11『固定資産・のれんの減損』に定義される回収可能価額より低く評価される場合、再評価額と回収可能価額の差は未実現損失として処理される。これは第4付則第88項、第89項における引当金ではなく再評価修正を意味するからである。

- 11) 第30項において実現損失の例外については以下の解説が行われる。固定資産が「回収可能価額」以下の金額に再評価される場合、FRS15の第65項 (b) は回収可能価額[正味実現可能価額と使用価値のいずれか高い方の価値]以下の損失は総認識利得損失計算書に(当該年度の損益計算書ではなく)計上するように要求する。FRS15の第70項は、回収可能価額が再評価額を超える場合には、その生じた損失は明らかに減損でなく、この状況ではこの差異は未実現損失として取り扱われると述べている。このような損失はこの資産の事後の廃棄、処分、または減損において実現となる。

またFRS15の第71項は以下の例示を示している。

#### <仮定>

非特定不動産の価格が百万ポンドで、10年の耐用年数で、残存価値ゼロとする。減価償却は定額法を採用し、年度末に再評価を実施する。1年目と2年目の期末における既存の使用価値は£1,080,000と£700,000である。減価償却以外に経済価値の費

消はないものとする。

<1年目>

修正簿価と期末の簿価との差£180,000は再評価利得であり、FRS15第63項により再評価損失と相殺される再評価利得部分を除いて、すべて総認識利得損失計算書で認識される。

<2年目>

修正簿価と期末の簿価との差£260,000は再評価損失であり、FRS15第65項により経済価値の費消がなければ、修正簿価 (£960,000) が償却済み歴史的原価 (£800,000) に達するまでは、再評価損失£160,000が総認識利得損失計算書で認識される。また、一般には、再評価損失の残りの£100,000は損益計算書で認識される。しかしながら、回収可能価額 (£760,000) が再評価額 (£700,000) よりも大きい場合には、その差 (£60,000) の再評価損失は総認識利得損失計算書で認識される。したがって、総認識利得損失計算書で再評価損失£220,000が認識され、損益計算書で再評価損失£40,000が認識される。

修正歴史的原価の下での会計処理

(単位:千ポンド)

	1年目	2年目
期首の簿価	1,000	1,080
減価償却	(100)	(120) (注1)
修正簿価	900	960
再評価利得 (損失)		
○総認識利得損失計算書	180	(220)
○損益計算書	****	(40)
期末の簿価	1,080	700

(注1) この資産の有効経済耐用年数が9年なので、2年目の減価償却費は期首の簿価の9分の1である。  
(£1,080,000/9=£120,000)

<引用文献>

- [1] CCAB, September 1982, (TR481. TR 482): *The determination of realized profits and disclosure of distributable profits in the context of the Companies Act.*
- [2] ICAEW&ICAS, March 2003, (TECH 7/03): *Guidance on the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985.*
- [3] ICAEW&ICAS, June 2005, (TECH 21/05): *Distributable profits: Implications of IFRS.*
- [4] ICAEW&ICAS, November 2004, (TECH 50/04): *Guidance on the implications of FRS 17 'Retirement benefits' and IAS 19 'Employee benefits' for the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985.*
- [5] ICAEW&ICAS, December 2004, (TECH 64/04): *Guidance on the implications of UITF Abstract 38 "Accounting for ESOP trusts" and UITF Abstract 17 (revised 2003) "Employee share schemes" for the determination of realized profits and losses in the context of distributions under the Companies Act 1985 and on distributable profits for public companies under that Act.*
- [6] Statutory Instrument 2004 No. 2947, November 2004 (SI 2004 No.2947), *The Companies Act 1985 (International Accounting Standards and Other Accounting Amendments)*



Regulations 2004.

- [ 7 ] IASB, December 2003, *IAS 32: Financial Instruments: Disclosure and Presentation*.
- [ 8 ] IASB, December 2003, *IAS 39: Financial Instruments: Recognition and Measurement*.
- [ 9 ] IASB, December 2003, *IAS 40: Investment Property*.
- [10] ASB, December 1997, *FRS 11: Goodwill and Intangible Assets*.
- [11] ASB, December 2000, *FRS 15: Tangible fixed assets*.
- [12] ASB, December 2000, *FRS 18: Accounting policies*.
- [13] ASB, December 2004, *FRS 25 (IAS 32) : Financial Instruments: Disclosure and Presentation*.
- [14] ASB, December 2004, *FRS 26 (IAS 39): Financial Instruments: Recognition and Measurement*.